

# 任せて安心！

## レデックスのPCサポート

### 面倒な環境設定は お任せください！！

新しいパソコンを買った時などのセットアップ、プリンターやスキャナーの設定、メールの設定、そしてデータ移行など面倒な作業はレデックスにお任せください！

セットアップ

環境設定

データ移行

などなど



### オフィス移転に伴う面倒な手続き お早めにご相談ください！



電話・ブロードバンド  
移設

NTTへの手続き代行

移転先での周辺機器  
の設定

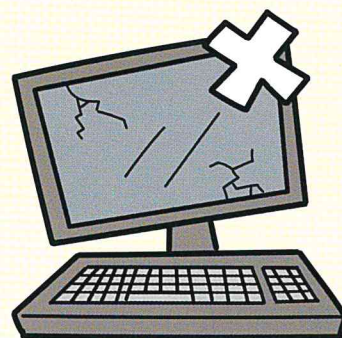
各種工事手配

などなど

そのまま捨てるのは危険です！

### パソコンを 廃棄したい時

データの消去をして適切に  
処理をいたします！



**注意！**

壊れて使えなくても、データを  
抜き取ることが出来る場合が  
あるので注意が必要です！

面倒くさいな。と感じたらお電話ください！  
専属のスタッフが丁寧に対応させていただきます。

**REDEX**  
株式会社レデックス

専用ダイヤル **06-6907-0123**  
TEL 06-6997-7055(代)



# トラブルシューティング！



素早い対応で  
助かります！

## スポットサポート

お客様方でトラブルがあった場合にご連絡をいただき随時対応を行うサービスです。対応があるごとに料金が発生いたします。

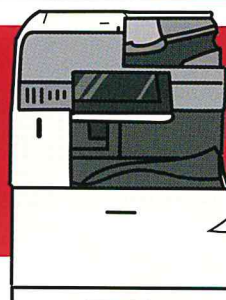
## 年間サポート保守

定額の金額をお支払い頂き、年間を通じてお客様のパソコンをサポートさせていただくサービスです。お客様では判別しづらいパソコンのトラブルを切り分けし、業務に快適な環境を作ることをお手伝いします。

## リモートサポート

リモートサポートツールをインストールしていただくと、オペレーターがお客様のパソコンを遠隔で操作支援いたします。むずかしいパソコン用語がわからなくても、オペレーターと同じ画面を表示して確認できるので、安心してご相談いただけます。また、複雑な設定や操作については、お客様に代わって、専任サポーターが操作を行います。お気軽にご相談ください。

## 複合機・プリンター その他、周辺機器のトラブル



アレコレと  
試す前に  
すぐ電話！

富士フィルムビジネスイノベーション社の製品は勿論ですが、他社のものでも、設定やセッティングのことなど、お困りの際はご連絡ください。

**デバイスのことなら何でも  
ご相談ください!!**



LAN  
構築

wi-fi  
環境

ネット  
高速化

工事の手配もいたします。  
お気軽にご相談ください。



**レデックスに任せて良かった！**

そんな多くの声をいただいております！

専用ダイヤル **06-6907-0123**

TEL 06-6997-7055(代)

**お気軽にお問い合わせください！**



株式会社レデックス  
大阪府守口市松月町6-7レデックスビル1F  
TEL 06-6997-7055(代) FAX 06-6997-7077

検索

<http://www.redx.co.jp>





**REDUX**  
株式会社レデックス

お使いのコピー機・複合機などは  
満足されていますか？

経費を落としたい…

故障・トラブルが多い…

画質が悪い…

最新の機能が欲しい…

修理対応が遅い…

**お悩みはレデックスが解決！**

圧倒的実績と徹底したアフターフォロー  
オフィスの環境創りをトータルサポート。

販売実績

**No.1**

大阪東部・北部

ご紹介率  
業界トップクラス

**60%**

徹底した  
アフター  
フォロー

商品知識と  
課題解決  
ノウハウ

いつも通りのオフィス。もっと欲張ってみませんか？  
メインの仕事環境となるオフィスの改善で、社員の皆さんが  
能力を最大限発揮することができます。仕事の生産性はぐんと  
上がり、経費は驚くほど下がることもあります。  
レデックスはオフィスの「すべて」をサポートします。

**FUJIFILM**

Value from Innovation

富士フイルムビジネスイノベーション特約店

ご相談  
お見積 **無料**

**TEL 06-6997-7055**

お気軽にお電話ください。 営業時間 9:00~17:00



# オフィスをもっと使いやすく！ レデックスがお悩みを解決いたします！！



## ◆デジタル複合機・プリンター

デジタル複合機とレーザープリンタで的確なソリューションビジネスをご提供します。デジタル複合機、プリンター、広幅複合機、オンデマンド印刷機など各種ご提案致します。

### 相見積りも大歓迎です！

色々な会社と当社を比較していただいて、お客様にとって最良の業者を見つけていただきたい、それが当社でありたいと考えております。導入からアフターフォローまでレデックスが責任をもってサポートいたします！

#### ◆ビジネスフォン



#### ◆ネットワークカメラ



#### ◆PC・PC周辺機器



#### ◆各種ソフトウェア



#### ◆セキュリティ対策



#### ◆サポート&メンテナンス



弊社納品機器のサポート&メンテナンスの他、  
移転に伴う全機器の移設やパソコン設置設定、  
デジタル機器やネットワークの構築作業支援や  
一括請負での訪問サポートも可能です。  
困ったときのレデックス！  
どんなことでも お気軽にご相談ください！

「快適なオフィス作り」のお手伝いを  
私たちレデックスにさせてください！



# REDEX

株式会社レデックス

大阪府守口市松月町6-7レデックスビル1F  
TEL 06-6997-7055(代) FAX 06-6997-7077

検索 レデックス 守口

<http://www.redx.co.jp>





# 中小企業経営強化税制のご案内

デジタル複合機導入ご検討のお客様へ  
「税制優遇措置」で節税できます！



## 制度適用期間と対象・税制措置

「中小企業経営強化税制」とは、中小事業者の新たな設備投資により生産性の向上を後押しするための税制度です。

適用期間	対象（資本金）※1	税制措置 ※2
平成29年4月1日～ 令和5年3月31日	3,000万円以下の法人・個人事業主	税額控除 <b>10%</b> <b>即時償却</b>
	3,000万円超～1億円以下の法人	税額控除 <b>7%</b> <b>100%</b>

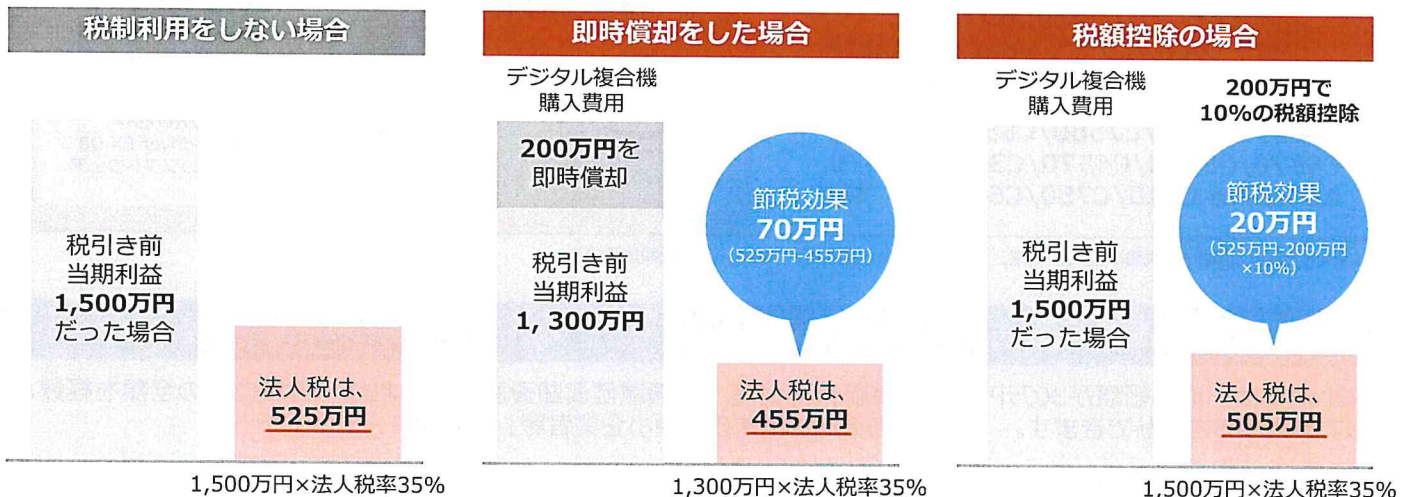
資本金1億円超の法人は対象外です。税制措置を受けるには、機械を購入いただく前に経営力向上計画の認定が必要です。

※1 大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、また2つ以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外。  
資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主、協同組合などが対象。

※2 税額控除額は当期法人税額の20%が上限。超過分は1年間繰り越しが可能。所有権移転外ファイナンス・リース取引は税額控除のみ対象。  
欠損金発生時は即時償却のみ対象。

## 中小企業等経営強化法を活用した節税イメージ

例) デジタル複合機「Apeos」シリーズを200万円で導入する場合の即時償却と税額控除のイメージ

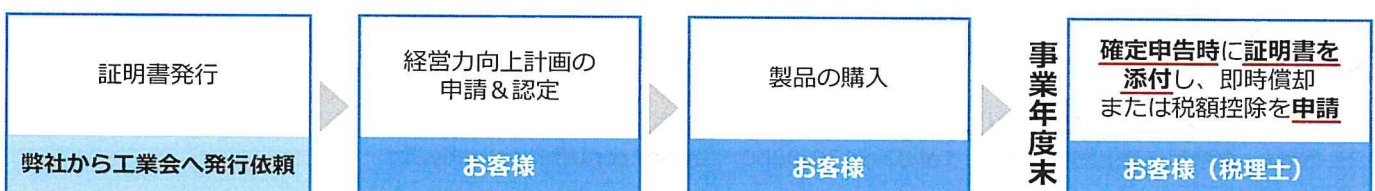


※ 法人税率35%の場合。上図における「利益」や導入費用は仮定のもので、税理士等の専門家にご相談ください。

※ 上図は節税効果を、お約束できるものではありません。あくまでイメージです。

※ 即時償却は減価償却による節税効果を初年度にまとめて受けるものです。トータルで支払う税金の額は減価償却と変わりません。

## 「中小企業経営強化税制」適用の流れ





## 「経営力向上計画」とは？

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や、設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。計画書の認定を受けた事業者は、税制優遇などを受けることができます。



## Apeos C5570 Model-PFSをご導入いただいた場合の例

### 試算の前提

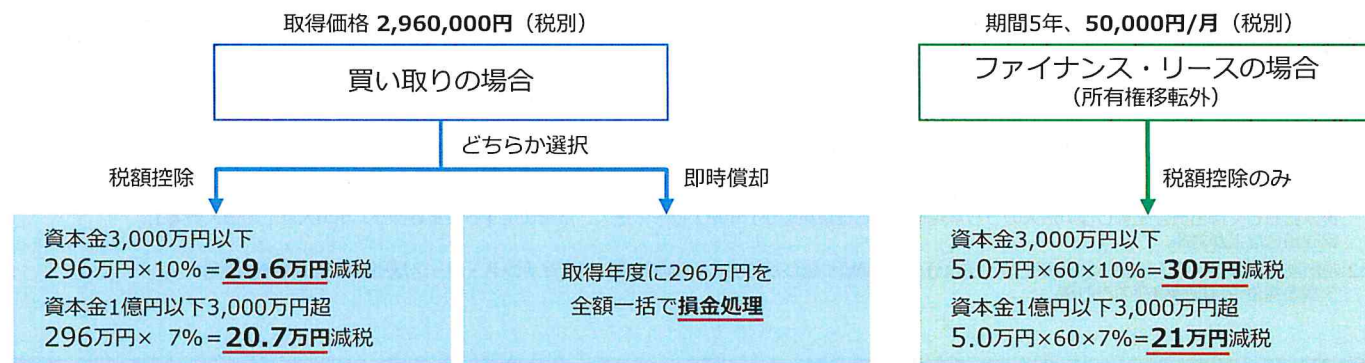


### 参考構成

商品名	価格（税別）
Apeos C5570 Model-PFS	2,930,000円
搬入設置料金	30,000円
<b>合計</b>	<b>2,960,000円</b>

お客様が「買い取り」をご選択された場合には、税額控除\*か即時償却をお選びいただけます。

- 資本金 3,000万円以下のお客様  
⇒ **税額控除 10%** or **即時償却**
- 資本金 3,000万円超1億円以下のお客様  
⇒ **税額控除 7%** or **即時償却**



- 中小企業経営強化税制の対象商品は、生産性向上指標1%以上を達成するApeosシリーズが対象になります。  
（富士フィルムブランドの全機種および旧富士ゼロックスブランドの主要機種）

**Apeos C8180/C7580/C6580/C7070/  
C6570/C5570/C4570/C3570/C2570  
ApeosPro C810/C750/C650 など**

（例）中小企業経営強化税制 など

（例）少額減価償却資産の特例

**30万円以上**



デジタル複合機

併用

**30万円未満**



パソコン本体



DocuWorksや  
EDP driver EX QR  
などのソフトウェア

※ 税額控除額は当期法人税額の20%が上限。翌年度のみ繰り越し可。 ※ リースは税額控除のみ。

## 少額減価償却資産の特例

中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、即時にその全額を経費として参入することができます。（青字申告書を提出する「中小企業者等」が対象）

例) ソフトウェアとノートパソコンをあわせて導入する場合

商品名	数量	価格（税別）
ノートパソコン	10台	1,600,000円
DocuWorks	10ライセンス	131,000円
<b>合計</b>		<b>1,731,000円</b>

30万未満の機器やソフトウェアなどの償却資産を購入

**即時償却**  
取得年度に173.1万円  
全額一括で損金処理

# FUJIFILM

富士フィルム ビジネス イノベーションジャパン株式会社

〒135-0061 東京都江東区豊洲2-2-1 Tel 03-6630-8000 [fujifilm.com/fb/company/fbj](http://fujifilm.com/fb/company/fbj)